

⑤

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(三) 平三十・四・一以後終了事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1		所得金額差引計 (別表四「39の①」)-(7)	9	円
	私財提供を受けた金銭の額	2				
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		当期控除額 (4)、(8)と(9)のうち少ない金額	10	
	計 (1)+(2)+(3)	4				
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5		調整前の欠損金の翌期繰越額 (13の計)	11	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	6	△			
	欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	7		欠損金額からしないものとする金額 (10)と(11)のうち少ない金額	12	
	差引欠損金額 (5)-(6)-(7)	8				

欠損金の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」-「4」)	欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(13)と(12) -当該発生事業年度前の(14)の 合計額)のうち少ない金額	差引欠損金の翌期繰越額 (13) - (14)
	13	14	15
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

別表七（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第2項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含み、法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合（措置法第67条の5の2第1項《中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定の適用を受ける場合を含みます。以下同じ。）若しくは法第59条第3項の規定の適用を受ける場合又は平成25年改正前の法（以下「平成25年旧法」といいます。）第59条第2項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》（平成25年改正前の震災特例法第17条第1項《被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含み、平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」には、当期の別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。
ただし、その金額が、別表七(一)の「3の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。
- 3 「適用年度終了の時における資本金等の額6」は、法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合についてのみ記載します。
- 4 「当期控除額¹⁰」は、法人が((4)、(8)と(9)のうち少ない金額)は、法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、「(4)」を消します。
- 5 「11」から「15」までの各欄は、法人が法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。